

葛飾区障害者就労支援部会 実績報告

(令和3年12月末現在)

1 開催回数

就労支援部会 2回

(開催日:令和3年7月28日書面開催、令和4年1月24日予定)

一般就労分科会 2回(開催日:令和3年7月7日、11月17日)

福祉就労分科会 2回(開催日:令和3年6月23日、10月27日)

2 部会員の構成

区職員13人 障害者施設関係者22人(施設22)

6頁「葛飾区障害者就労支援部会 部会員名簿」のとおり

3 実施内容

(1) 第1回(令和3年7月28日書面開催)

ア 葛飾区障害者就労支援部会設置要領について

- ・「精神障害者及び相談支援部会設置要領のうち就労支援部分を「身体・知的障害者就労支援部会設置要領」に統合する。
- ・部会の名称を「葛飾区障害者就労支援部会」に変更する。

イ 一般就労分科会・福祉就労分科会の報告(別紙のとおり)

ウ 就労継続支援における支給決定期間満了に伴う、支給決定期間更新件数の報告

エ 特別支援学校高等部生徒等の就労継続支援B型サービス利用希望に係る「アセスメント」の実施件数について

オ かつしか障害者雇用フェアの案内

(2) 第2回(令和4年1月24日開催予定)

ア 一般就労分科会・福祉就労分科会の報告(別紙のとおり)

イ 就労継続支援における支給決定期間満了に伴う、支給決定期間更新件数の報告

ウ 特別支援学校高等部生徒等の就労継続支援B型サービス利用希望に係る「アセスメント」の実施件数について

エ 工賃向上推進事業実践報告
オ 令和4年度の開催について

4 課題

- ・ 就労定着支援事業所との連携
- ・ 共同受注ネットワーク運用事業の拡大
- ・ 自主生産品販売促進アドバイザー事業の拡大

5 今後の取り組み

- コロナ禍における就労支援の在り方
- 共同受注ネットワーク運用事業の推進
- 自主生産品販売促進アドバイザー事業の推進

葛飾区障害者就労支援部会 分科会 開催報告

1 第1回一般就労分科会

(1) 開催日

令和3年7月7日(水)

(2) 出席人数

23名(計20機関) 就労継続支援、就労移行、地域活動支援センター
特別支援学校、ハローワーク 等

(3) 内 容

障害者雇用の基礎知識について

ハローワーク墨田 専門援助第二部門
統括職業指導官 佐久間 章 氏

コロナ禍における求人受理状況の説明があった。7月時点では、求人数についてはある程度回復はしているが、まだまだ復活しているとは言えない状況であった。

また、失業給付の手続き方法や受給要件、障害者トライアル雇用、無期転換ルール等の説明を行った。

2 第2回一般就労分科会

(1) 開催日

令和3年11月17日(水)

(2) 出席人数

19名(18機関) 就労継続支援、就労移行、地域活動支援センター
特別支援学校、ハローワーク 等

(3) 内 容

障害者雇用ナビゲート事業から学ぶ企業支援のポイント

(公財)東京しごと財団 障害者就労支援課

統括障害者雇用ナビゲーター 甲田 拓也 氏

支援の流れ、職場内障害者サポーター養成講座、障害者雇用における助成金等について講義を行った。また、具体的な事例を基に個人ワークを取り入れて理解を深めた。

3 第1回福祉就労分科会

(1) 開催日

令和3年6月23日(水)

(2) 出席人数

23名(計20機関) 就労継続支援、就労移行、特別支援学校 等

(3) 内 容

自主生産品販売促進アドバイザー事業について

NPO法人 P I P P O

代表理事 森井 優希 氏

今年度から新事業として開始した当事業についての概要説明および利用方法について紹介をした。また、ネット通販を利用している施設のインタビューなどの動画を上映した。最後に、施設の自主生産品販売の課題についてアドバイスをを行った。

4 第2回福祉就労分科会

(1) 開催日

令和3年10月27日(水)

(2) 出席人数

26名(23機関) 就労継続支援・就労移行・特別支援学校 等

(3) 内 容

ア 共同受注ネットワーク運営事業委託について

社会福祉法人 東京コロニー 東京都葛飾福祉工場

支援部次長 澤地 かおる 氏

職員から今年度10月から新事業として開始した当事業についての概要を説明した。また、委託先である東京都葛飾福祉工場の担当者を紹介した。

イ 令和2年度工賃向上実践報告

社会福祉法人 章佑会 やすらぎリバーシティ

施設長 石川 謙二 氏

利用者工賃向上推進事業助成金を利用した実践報告を行った。新商品の開発を行い、効率よく生産して販売促進できるような器具備品を購入したとの報告があった。工賃2万円支給を目標に今後も取り組んでいく。

1 共同受注ネットワーク運営事業について

(1) 概要

- ① 作業内容や作業量などにより、一つの施設等では受注が困難な業務について共同で受注を行うための施設等間の調整を行い、受注先企業との窓口として業務を行う。
- ② 区主催事業や行事等への出店情報の提供と取りまとめや、各施設の宣伝機会の提供を行い、各施設等の製品の販路拡大を図る。
- ③ 各施設等が年間を通して、安定的な受注が図れるよう受注先企業の開拓を行う。

(2) 共同受注の実績

No.	発注内容（作業内容）	受注事業者数	単価（円）	納品数（個）	金額（円）
1	・包装紙の丸め作業 ・袋入れ ・JANシール貼り ・10セット袋入れ ・100セット箱入れ	3ヶ所	5.0	4,355	21,775
2	・箱、折りぐせ	2ヶ所	1.5	5,001	8,248
3	・マスキングテープはがし	1ヶ所	1.0	1,972	2,169
4	・JANシール貼り	2ヶ所	1.2	8,760	11,563
5	・拭き上げタオル折り	6ヶ所	1.0	(今後納品)	

2 自主生産品販売促進アドバイザー事業について

(1) 概要

- ① 希望する福祉施設に対し自主生産品の開発及び販売活動のための助言・指導を行う。
- ② 福祉施設を対象に、商品開発・販売・広報に関する知識や技術の向上を目的とした研修会を実施する。
- ③ 福祉施設がインターネットによる販売を希望する場合、運営支援として既存サービスを活用した販売サイト等に関する利用案内や準備作業の支援を行う。

(2) 実績

- ① 自主生産品の開発及び販売活動のための助言・指導
3事業所に対し、ギフトパッケージ変更や広報に関する助言、消費期限の設定方法や冷凍販売に関する注意点、店舗のレイアウト変更の提案等を行った。
- ② 研修会の開催
自主生産品を販売する施設の質問や悩みに回答した。また、新商品開発方法やパッケージ作成方法、広報等の質問があり、説明を行った。
- ③ インターネット等を活用した販売支援
ネット販売に関して商品の販売方法や価格などの相談及び販売開始に係る支援を行った。

令和3年度 葛飾区障害者就労支援部会 部会員名簿

No.	所属機関等	役職等
1	葛飾区福祉部障害福祉課長	部会長
2	葛飾区健康部保健予防課長	副部会長
3	葛飾区福祉部障害援護担当課長	副部会長
4	社会福祉法人アムネかつしか あすなろの家	精神障害者通所施設代表者
5	社会福祉法人 かがやけ福祉会 かがやけ第2共同作業所	知的障害者通所施設 代表者
6	社会福祉法人 章佑会 やすらぎリバーシティ	知的障害者通所施設 代表者
7	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会 しょうぶエバンズ	知的障害者通所施設 代表者
8	社会福祉法人 東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	知的障害者通所施設 代表者
9	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 高砂福祉館	知的障害者通所施設 代表者
10	社会福祉法人 原町成年寮 シャイン	知的障害者通所施設 代表者
11	社会福祉法人 武蔵野会 きね川福祉作業所	知的障害者通所施設 代表者
12	特定非営利活動法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア	知的障害者通所施設 代表者
13	特定非営利活動法人 めぐみの 就労支援施設すずかぜ・新宿	身体・知的障害者通所施設 代表者
14	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ	身体・知的障害者通所施設 代表者
15	株式会社おもつな ドンと来い亀有	知的障害者通所施設 代表者
16	かがやき株式会社 かがやき夢工場	身体障害者通所施設 代表者
17	株式会社ココルポート Cocorport新小岩駅前Office	身体・知的障害者通所施設 代表者
18	株式会社静文堂 花だよりリアン	知的障害者通所施設 代表者
19	株式会社ビジネスパートナーズ あさひ	身体・知的障害者通所施設 代表者
20	フューチャーダイアリー株式会社 叶夢	身体・知的障害者通所施設 代表者

No.	所属機関等	役職等
21	一般社団法人 テイクハート テイクハート青戸	身体・知的障害者通所施設 代表者
22	一般社団法人ライフステップ グリーンカフェ	精神障害者通所施設代表者
23	UpDraft合同会社 アップドラフト	身体・知的障害者通所施設 代表者
24	合同会社 1st-planning ファーストプランニング	身体・知的障害者通所施設 代表者
25	りmix studio とら	身体・知的障害者通所施設 代表者
26	葛飾区福祉部障害福祉課 審査係長	
27	葛飾区福祉部障害福祉課 相談係長	
28	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係長	
29	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係主査	
30	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係長	
31	葛飾区福祉部西生活課相談係長	
32	葛飾区福祉部東生活課相談係長	
33	葛飾区健康部保健予防課保健予防係長	
34	葛飾区健康部青戸保健センター保健サービス係長	
35	葛飾区健康部金町保健センター保健サービス係長	

葛飾区障害者就労支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害者就労支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援の実施に関すること。
- (2) 個別の事例の就労支援に関すること。
- (3) その他就労支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、福祉部障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、健康部保健予防課長及び福祉部障害援護担当課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、福祉部障害福祉課就労支援係及び健康部保健予防課保健予防係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月6日から施行する。

(身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領の廃止)

2 身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領（平成19年8月3日付19葛福障第363号福祉部長決裁）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害援護担当課長	副部会長
〃 障害福祉課審査係長	
〃 障害福祉課就労支援係長	
〃 障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 西生活課相談係長	
〃 東生活課相談係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
〃 保健センター保健サービス係長（1名）	
精神科医師（1名）	
区内就労支援施設代表者（各法人から1名）	